

妊娠高血圧ヘルスケアプロバイダー 制度規則

1、 名称

妊娠高血圧ヘルスケアプロバイダー

2、 目的

妊娠高血圧症候群に関する知識に習熟し、妊娠前、妊娠中、および出産後にチーム医療による専門的なケアを実践することで女性の健康維持に貢献する人材の養成を目的に、所定の研修をうけた看護師、助産師、薬剤師、心理士、栄養士、保健師を含む医療者を妊娠高血圧ヘルスケアプロバイダーとして認定する。

3、 対象

妊娠に関わる全ての診療科の医師や研修医、看護師、助産師、薬剤師、心理士、栄養士、保健師 等

資格を問わず、妊娠高血圧症候群（HDP：Hypertensive Disorders of Pregnancy）に携わるすべての職種を対象とする。

4、 申請要件

1)日本妊娠高血圧学会学術集会における「妊娠高血圧ヘルスケアプロバイダー講習」を受講していること。

妊娠高血圧症候群ヘルスケアプロバイダー講習は、妊娠高血圧症候群に関する基本的な知識、および管理などを習熟するために必要な内容を含む。年1回、学術集会において開催する。

必ずしも1回の学術集会ですべての講習を受ける必要はなく、3年間ですべての講習を受講すればよい（受講証の期限は3年間とする）。

2)講習会受講要件：学会参加により受講可能とする。

5、 申請手続き

1)ヘルスケアプロバイダー申請書

2)履歴書

3)受講証

1講習につき1枚発行され、すべての講習の受講証を提出する（コピー不可）。

受講証は本制度規則の「8」に記載されている各講習につき、1枚ずつ配布され、合計は10枚となる。よって、10枚の受講証を提出する必要がある。

受付期間：学術集会開催の翌月から1カ月間。

※審査合格者の認定および認定証書の送付は申請年翌年の1月中とする。

4)審査料振込控え（振込明細のコピーで可）

申請手数料： 5000 円

以上の書類を、下記住所宛に送付する。

送付先住所：

〒606-8305 京都府京都市左京区吉田河原町 14 京都科学技術センター 8 号室

一般社団法人 日本妊娠高血圧学会事務局 宛

5)振込先

ゆうちょ銀行（コード 9900）

店名：0 九九（ゼロキューキュー）店《店番：099》

口座番号：0 3 3 3 0 8 1

名義人：シャ）ニホンニンシンコウケツアツガッカイ

（一般社団法人 日本妊娠高血圧学会）

6、 認定証の交付および取扱い

理事長は、妊娠高血圧ヘルスケアプロバイダー制度委員会が認めた者に対して、理事会の議を経てヘルスケアプロバイダー認定証を交付する。認定証の有効期間は、認定の日から 5 年間とする。

また被認定者の許可のもと、その氏名、および所属施設を一般財団法人日本妊娠高血圧学会ホームページ（<https://www.jsshp.jp/>）に掲載する。掲載期間は認定証の有効期間と同期間とする。

7、 資格更新要件

本認定期間は 5 年であり、資格の継続には更新を必要とする。認定期間内のすべての講習単位の取得と学会参加 1 回を更新の条件とする。なお、講習受講証の有効期限は 3 年間であり、3 年以内のすべての講習の受講が必須であるが、1 回の講習会ですべての受講証を揃える必要はない。

更新申請は認定年の 5 年目の更新期間（詳細な期間は一般財団法人日本妊娠高血圧学会ホームページ（<https://www.jsshp.jp/>）に掲載）とする。それ以前に更新することは不可である。提出に必要な受講証の有効期限は、受講年から 3 年間であることに注意する。

更新は以下の書類を提出し、申請内容を妊娠高血圧ヘルスケアプロバイダー制度委員会で調査ならびに審査し、理事会の議を経て承認される。

1)申請書類

2)受講証

1 講習につき 1 枚発行され、10 講習すべての受講証の提出が更新には必要とし、受講

証の期限は受講年を含め、3年間とする。計10枚の受講証を送付する（コピー不可）。

3) 更新審査料振込控え（振込明細のコピーで可）

審査料： 5000 円

以上の書類を、下記住所宛に送付する。

送付先住所：

〒606-8305 京都府京都市左京区吉田河原町14 京都科学技術センター8号室

一般社団法人 日本妊娠高血圧学会事務局 宛

振込先

ゆうちょ銀行（コード 9900）

店名：0九九（ゼロキューキュー）店《店番：099》

口座番号：0333081

名義人：シャ）ニホンニンシンコウケツアツガッカイ

（一般社団法人 日本妊娠高血圧学会）

8、 研修内容

以下の項目の講習会を毎年学術集会で開催し、すべての項目（単位）を少なくとも1回受講した者に妊娠高血圧ヘルスケアプロバイダー申請の権利を付与する。なお学術集会における講習会の講習内容の順番は、この限りではない。

- 1) 妊娠高血圧ヘルスケアプロバイダー制度の意義と役割
- 2) HDP 総論①
- 3) HDP 総論②
- 4) 高血圧総論
- 5) プレコンセプション/インターコンセプションケア
- 6) HDP に関連する薬剤について
- 7) HDP と新生児
- 8) 周産期メンタルヘルス
- 9) HDP の栄養管理
- 10) HDP 既往のある女性の予後

※HDP：Hypertensive Disorders of Pregnancy 妊娠高血圧症候群

9、附則

本規約は令和5年9月30日より施行する。

以上